

一宮市屋内プールの民設民営方式による
整備・運営事業
要求水準書

2025 年 7 月 18 日
一宮市

目 次

1	要求水準書の位置づけ	1
2	本事業の概要	1
(1)	本事業の名称	1
(2)	本事業の対象となる施設	1
3	本事業の内容	2
(1)	事業方式	2
(2)	本事業の範囲	2
(3)	事業期間	3
(4)	事業スケジュール	4
4	遵守すべき法制度等	5
(1)	法令等	5
(2)	条例	6
(3)	基準等	6
5	事業用地	6
(1)	概要	6
(2)	位置図	7
(3)	既存建物	8
(4)	インフラの状況	8
6	施設整備に係る要求水準	9
(1)	民間プール建物の要求水準	9
(2)	駐車場・外構の要求水準	10
(3)	設計・建設工事等の実施における要求水準	10
7	開業準備に係る要求水準	11
8	施設の運営・維持管理に係る要求水準	12
(1)	一般利用サービスに係る要求水準	12
(2)	学校水泳授業の受入に係る要求水準	13
(3)	公共サービス実施に係る要求水準	16
(4)	民間収益事業に係る要求水準	16
9	事業終了時の本施設の解体撤去に関する要求水準	17
10	本事業の統括管理（プロジェクトマネジメント等）に関する要求水準	17
	要求水準書 関係資料一覧	18

1 要求水準書の位置づけ

「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が達成しなければならない水準を示すものである。

また、要求水準書は、市が本事業に求める最低水準を規定するものであり、本事業の公募型プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。

2 本事業の概要

（１）本事業の名称

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業

（２）本事業の対象となる施設

①対象となる施設

事業用地に新たに整備する屋内プール（以下「民間プール施設」という。）等

※具体的な名称は事業者が命名する。ただし、公序良俗に反せずに、市が承諾したものに限る。

②施設の範囲

本事業で対象とする施設の範囲は、本要求水準書で定める民間プール施設の必須機能に加えて、事業者の提案に基づいて一体的に整備する機能（合築・別棟を問わない。）及び外構等とし、これらをあわせて、以下「本施設」という。

3 本事業の内容

(1) 事業方式

事業方式は、民設民営方式※とする。

※事業者が、自らの負担で施設を整備したうえで管理運営を行う方式

(2) 本事業の範囲

本事業において事業者が行う事項（業務等）は、下記のとおりとする。

①施設整備

1) 調査・設計

- i. 事前調査（必要に応じた現況測量、地盤調査、土壌調査、地歴調査等）
- ii. 設計（基本設計・実施設計）
- iii. 各種申請等（確認申請等）
- iv. その他、上記を実施する上で必要な事項

2) 建設工事

- i. 建設工事（必要に応じた造成工事を含む。既存の「一宮市温水プール」の建物の解体工事は、市が実施する。）
- ii. 什器・備品の調達及び設置
- iii. 近隣対応・対策
- iv. その他、上記を実施する上で必要な事項

3) 工事監理

- i. 工事監理
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

②開業準備

1) 開業準備

- i. 開業に向けた準備
- ii. 一般利用サービス、学校水泳授業の開始に向けた準備
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

③施設の運営・維持管理

1) 一般利用サービス

- i. 民間プール施設の供用
- ii. 利用料金の徴収
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

2) 学校水泳授業の受入

- i. 学校水泳授業の水泳指導
- ii. バスでの送迎業務
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

3) 公共サービスの実施

- i. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための環境整備
- ii. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための実施体制整備
- iii. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための情報発信・問い合わせ対応
- iv. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための安全・衛生管理
- v. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための維持管理
- vi. その他、上記を実施する上で必要な事項

4) 民間収益事業

- i. 民間収益事業の実施
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

④事業終了時の本施設の解体撤去

1) 事業終了時の本施設の解体撤去

- i. 事業終了時の本施設の解体撤去
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

⑤本事業の統括管理（プロジェクトマネジメント等）

1) 本事業の統括管理

- i. 事業全体の統括管理
- ii. 市との協議、市への報告
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、「基本合意書の締結後」から「本施設の供用開始時点から20年を経過する月の末日までに本施設の供用を終了」し、かつ、「事業終了時の本施設の解体撤去が完了するまで」とする（具体的な事業期間の終了時点は、市と事業者が協議して決定した上で、事業関連契約に定める）。

(4) 事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施することを予定している。

優先交渉権者の選定	2026 年 1 月
基本協定書の締結	2026 年 3 月
事業関連契約の締結	2026 年 6 月本契約（4 月仮契約）
施設整備期間	2026 年 7 月頃から本施設の竣工時まで※
開業準備期間	本施設の竣工後から供用開始まで（提案による）
供用開始	2028 年度中 （提案によるが、遅くとも 10 月頃の供用開始を想定）
本施設の供用期間（営業期間・ 及び公共サービスの実施期間）	本施設の供用開始時点から 20 年を経過する月の末日まで

※供用開始までの範囲で、施設整備期間と開業準備期間を重複させることは可とする。

4 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次のとおりである。このほか、本事業を実施するにあたり必要とされるその他の関連法令等（条例を含む。）及び関連要綱・各種基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の間で相反する等の疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

（１）法令等

- ・スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）
- ・建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
- ・建設業法（昭和２４年法律第１００号）
- ・都市計画法（昭和４３年法律第１００号）
- ・学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）
- ・電波法（昭和２５年法律第１３１号）
- ・消防法（昭和２３年法律第１８６号）
- ・高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（令和３年法律第５６号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）
- ・水道法（昭和３２年法律第１７７号）
- ・下水道法（昭和３３年法律第７９号）
- ・水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
- ・大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
- ・騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
- ・振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
- ・悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）
- ・道路法（昭和２７年法律第１８０号）
- ・道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
- ・電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
- ・地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
- ・民法（明治２９年法律第８９号）
- ・商法（明治３２年法律第４８号）
- ・電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）
- ・有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）
- ・公衆電気通信法（昭和２８年法律第９７号）

- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・個人情報保護法（平成15年法律第57号）
- ・借地借家法（平成3年法律第90号）
- ・その他関係する法令

（2）条例

- ・愛知県プール条例（昭和36年愛知県条例第1号）
- ・一宮市景観条例（令和2年条例第79号）
- ・一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第10号）
- ・一宮市環境基本条例（平成16年条例第19号）
- ・一宮市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年条例第9号）

（3）基準等

- ・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省・平成19年3月）
- ・学校環境衛生基準（文部科学省学校保健安全法告示・平成21年3月）
- ・遊泳用プールの衛生基準について（厚生労働省生活衛生局通知・平成4年4月）

5 事業用地

本事業の事業用地は、下記のとおりである。

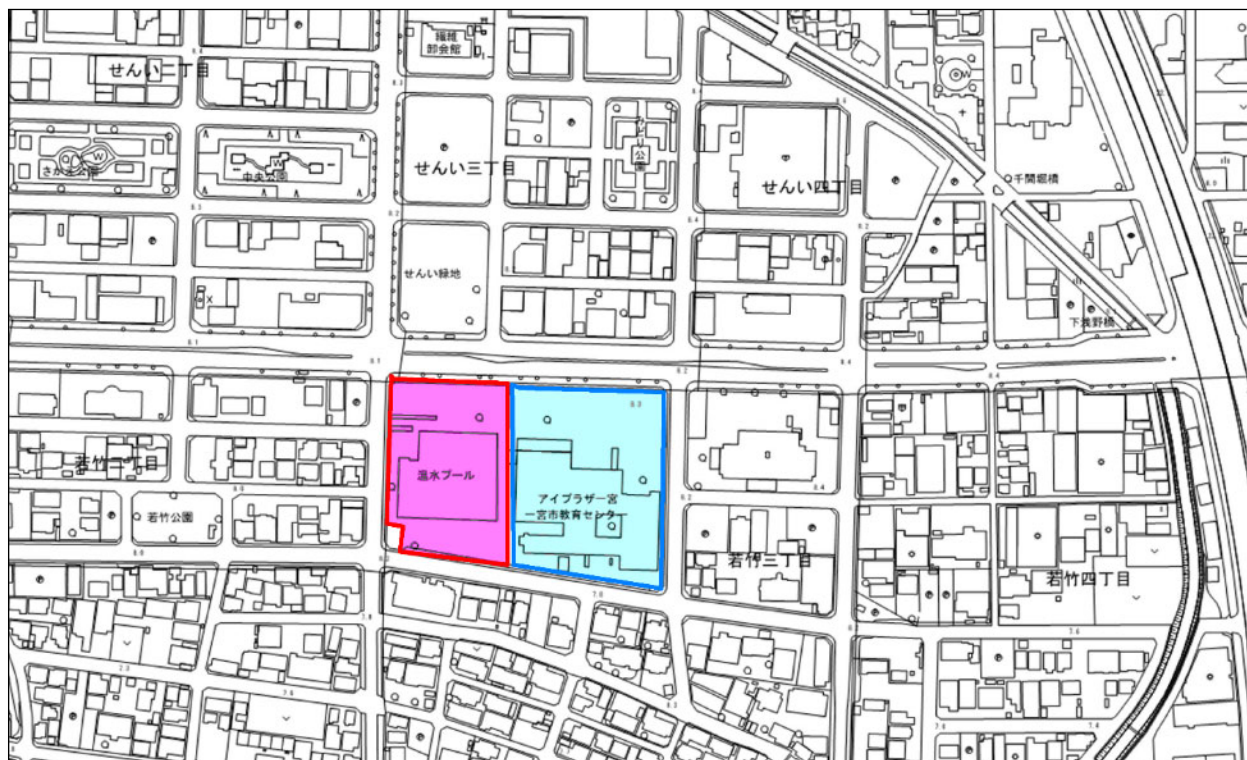
（1）概要

項目	内容
ア 所在地（地番）	愛知県一宮市若竹3丁目1番5号
イ 敷地面積	6,735.61 m ²
ウ 用途地域	商業地域
エ 建蔽率	80%
オ 容積率	400%
カ 防火指定	指定なし（※建築基準法第22条指定）
キ 道路斜線	1.5
ク 隣地斜線	31m+2.5
ケ 日陰規制	なし

(2) 位置図

※図の赤枠内

※隣接する「アイプラザー宮」(敷地面積(青枠内): 9,997.94 m²) は、市が管理を行っている文化施設である。「アイプラザー宮」の講堂(ホール棟)は、2026年8月31日をもって廃止となり、以降、取り壊しが予定されている。



【位置図】



【航空写真(一宮市GISより)】

(3) 既存建物

項目	内容
ア 名称	一宮市温水プール
イ 構造規模	鉄筋コンクリート造 2 階建て一部鉄骨造
ウ 敷地面積	6,735.61 m ²
エ 延床面積	3,637.83 m ²
オ 竣工年月日	昭和 58 年 12 月 24 日

※既存建物の解体撤去は、市が実施する。

(4) インフラの状況

事業者は、本事業に係る提案内容の検討及び実施にあたり、必要に応じて、各種インフラ条件(電気、上水道、下水道、雨水排水、ガス、通信等)に関して、自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。なお、接続整備に要する費用については、事業者の負担とする。

項目	内容	
電気	引込方法等は、電気供給事業者へ確認を行うこと。	
上水道	①敷地南側 本管 Ø150 mm 引込管 Ø75 mm×1 本 水道メーターØ75 mm×1 ②敷地西側 本管 Ø200 mm 引込管・水道メーターなし ③敷地北側 本管・引込管・水道メーターなし	募集要項 P14 「1 2 事業者の募集に関する手 続き」「(2) 資料の提 供」に記載している資料 を参照すること。また、 資料の内容及び資料で把 握できない事項がある場 合には、「募集要項等 に関する質問」にて質問を 提出すること。
下水道	①敷地南側 本管 Ø250 mm 引込管 Ø150 mm×1 本 ②敷地西側 本管 Ø400～450 mm 引込管 Ø150 mm×1 本 ③敷地北側 本管・引込管なし	
ガス	東邦ガスによる都市ガス提供地域に位置している。 詳細は、東邦ガス等の供給事業者へ確認を行うこと。	
通信（電話・インターネット回線）	引込方法等は、通信事業者へ確認を行うこと。	

6 施設整備に係る要求水準

(1) 民間プール施設（建物）の要求水準

項目		内容
ア プールエリア	槽の大きさ	・25m×6レーン以上
	水深	・0.7m～1.3m程度（学校水泳授業の受入時等にプールフロアで調整する方法も可とする）
	プールサイド	・幅2m以上を想定（学校水泳授業の受入時に準備体操等を実施するため、必要なスペース（35名×4クラス程度）を設けること。なお、プールサイド以外のスペースで対応することも可とする。）
	その他	・ガラス窓がある場合には、パーテーションや、カーテン等で他の利用者等からの視線を遮ることができるようにすること。
イ 観覧スペース		・学校水泳授業の受入時における見学者のためにプールエリア外の待合スペースなどを確保すること。なお、お互いに確認ができるよう同一フロアに設置すること。
ウ 更衣室 等		・学校水泳授業の受入時に児童が着替えをする部屋（男子用・女子用）は会議室等でも可とし、ロッカーは必ずしも配置する必要はない。ただし、施錠ができる部屋であること。また、ガラス窓等がある場合には、カーテン等で外部からの視線を遮ることができるようにすること。
エ 救護室等		・学校水泳授業の受入時において、体調不良の児童が一次的に休憩できるスペースとして、救護室等を配置すること。専用の救護室でなくても、学校水泳授業以外の時間は別用途に使用する部屋（会議室等）でも可とする。 ・救護室を使用する児童が発生した場合は、看護者を常駐させること。
オ 供用エリア(通路・エントランス等)		・学校水泳授業の受入時に、一度に、多くの人数の児童が移動することに配慮すること。
カ トイレ		・バリアフリースイレを含む。
キ 備品・用具		・一般利用サービスの実施時や学校水泳授業の受入時に使用することを踏まえて、プールフロア等の必要な備品や、ビート板等の用具を必要数設置すること。
ク 共通事項		・建物の要求水準は、最低限の水準を示すものであり、民間収益事業で実施するサービスや、想定する来場者数を考慮して、規模の変更や機能を追加することを妨げるものではない。 ・上記の諸室のほかに、監視室や、事務室、会議室等を必要に応じて配置すること。 ・一般利用サービスや学校水泳授業の受入に使用することを踏まえて、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮すること。 ・一般利用サービスや学校水泳授業の受入に使用することを踏まえて、排水口への吸い込みや転倒、転落の防止、防犯等に関して対策を講じること。 ・建築基準法及び同施行令等を遵守し、安全性や耐震性を確保すること。なお、市が避難所に指定することは想定していない。 ・周辺環境に配慮すること。特に、周辺住民に対する音や、光、臭い、渋滞の影響に対する配慮をすること。

(2) 駐車場・外構の要求水準

項目	内容
ア 駐車場	・駐車スペースは、一般車両 70 台分以上を確保すること。 ・学校水泳授業の際には、送迎バスの駐停車に対応できること。必ずしも、バス専用マスの白線を配置する必要はない。 ・道路からの出入り口の設置に関しては、隣接する「アイプラザ宮」の利用者にも配慮して、交通渋滞や事故の防止に配慮すること。
イ 外構	・本施設の建物の配置や駐車場等を使用しないスペース（余剰スペース）が生じる場合には、余剰スペースについても、舗装をするなどの整備を行うこと。また、余剰スペースについても、無断駐車を防止することや、除草作業を行うなどで適切に管理すること。 ・事業用地内に設置されている像（2 体。以下「像」という。）は、残置又は用地内に移設をし、撤去しないこと（市が実施する「温水プール」の建物等の解体工事の際に、市が既存の設置場所から移設作業を行う（この移設費用は市が負担する）。市が移設する場所については、市と事業者が協議して決定する。 ・像及び南西の交差点角（事業用地外）に設置されている「阿豆良神社旧跡」に関しては、文化的・歴史的に重要なものである。よって、本施設はこれらとの調和を図り、景観を損なわないようにすること。 ・像及び「阿豆良神社旧跡」に関して地域住民や関係者との対話が必要な場合には、市と連携して対応すること。

(3) 設計・建設工事等の実施における要求水準

- ・市が実施する既存の温水プールの解体工事にあたって、像の移設場所に関して協議を行うこと。
- ・既存の温水プールにて使用している備品について、民間プール施設での使用することを希望するものがある場合は、市に申出の上、引渡方法等について協議を行うこと。
- ・建設工事の実施にあたっては、周辺住民や周辺道路の通行者、「アイプラザ宮」の利用者の安全対策については万全を期すること。
- ・着工に先立ち、近隣住民との調整等を十分に行い、工事の円滑な施工と近隣の理解を得て、安全を確保すること。
- ・本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音や、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ、及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

7 開業準備に係る要求水準

- ・必要な人材を確保し、各業務担当者に対して、業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項について教育訓練を行うこと。
- ・一般利用サービスに係る民間プール施設の使用規則の他、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・学校水泳授業の受入に関しては、供用開始の前年度に市及び対象校と実施方法等に関して協議を開始すること。開業後も毎年、翌年度の授業計画を市及び対象校と協議すること。また、マニュアル等を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・ウェブ上での情報発信や、施設のパンフレット等を作成して、民間プール施設及び一般利用サービスに関する情報発信を開始すること。

8 施設の運営・維持管理に係る要求水準

(1) 一般利用サービスに係る要求水準

- ・市民等が一般利用サービス（都度払いの料金で、民間収益事業の有料会員（例：フィットネス会員・スイミングスクール会員等）でなくても利用できるサービスのことを指す。以下同じ。）を利用できるように、民間プール施設を供用すること。
- ・予め、一般利用サービスを実施する時間枠に関する予定表を作成・公表した上で、市民等（個人）を対象に、プールを広く開放すること。
- ・一般利用サービスを実施する時間枠は、事業者の提案に基づいて、市と事業者で協議して決定する。既存の温水プールの利用者が引き続き水泳ができるように、時間枠は、できるだけ多い方が好ましい。
- ・一般利用サービスを実施する時間枠は、季節等に応じて変更することは可能である。特に、学校水泳授業が実施されない時期（例：学校の夏季の休業時）に多くすることを期待する。
- ・利用料金の設定は、民間事業者の提案に基づいて、市と事業者で協議して決定する。愛知県内の公営の屋内プール（比較的新しく整備されたもの）の一般利用の金額を考慮して提案すること。ただし、料金（大人）の上限は、下表の通りとする。下表以外の料金区分及び金額の設定については、事業者の提案によるものとする。なお、上限価格に関しては、消費税率や物価状況等を考慮して、市と事業者とで協議して変更する場合がある。

【一般利用の利用料金の区分と上限額】

区分	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
大人 1人1回	500円

- ・利用促進を図る目的で、回数券などの割引サービスを実施することは可能である。ただし、市から事業者に対して支払う「一般利用に係る対価」は、割引後の金額で算定する。
- ・プール監視員を適切に配置すること。
- ・公共サービスとして実施することを考慮して、公平・平等な運営を行うこと。
- ・個人情報を取り扱う場合は、取扱いに十分留意し、漏えい防止や、適切な管理を行うこと。
- ・プールエリア内での禁止事項について、決まりを守るよう指導すること。苦情等に対しては、必要に応じて、市と連携して対応すること。
- ・施設のウェブサイトでの一般利用サービスのスケジュール等の公表や、施設パンフレット等の配布により、利用促進を図ること。その他の利用促進の方法がある場合は提案をすること。
- ・利用実績を市に報告すること（四半期毎）。

(2) 学校水泳授業の受入に係る要求水準

①基本的要件

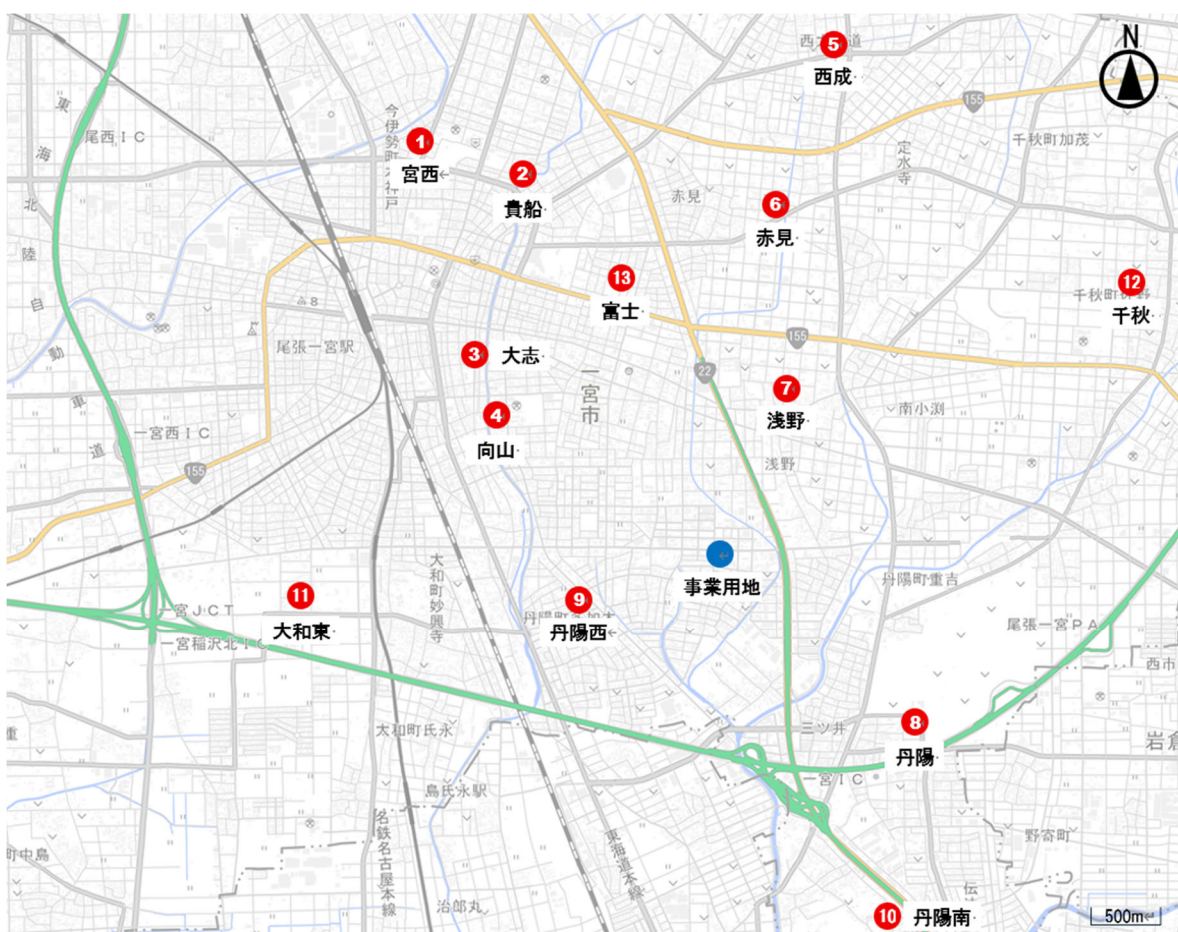
- ・対象校は、施設供用開始時点においては、下記の小学校（13校）である。

【学校水泳授業の受入の対象校（施設供用開始時点）】

No.	学校名	所在地	児童数※1		クラス数※1		距離※2
1	宮西小学校	大宮 4 丁目 5 番 33 号	527	22	18	4	5.4 km
2	貴船小学校	貴船 1 丁目 8 番 46 号	486	20	18	6	4.5 km
3	大志小学校	大志 2 丁目 7 番 6 号	204	2	8	2	3.2 km
4	向山小学校	向山町 3 丁目 1 番地	594	19	20	3	2.5 km
5	西成小学校	西大海道字障子目 30 番地	306	15	12	3	5.2 km
6	赤見小学校	大赤見字清水 2467 番地	243	4	10	2	4.0 km
7	浅野小学校	浅野字野口 95 番地	500	12	18	3	2.0 km
8	丹陽小学校	三ツ井 5 丁目 22 番 1 号	297	21	12	5	2.7 km
9	丹陽西小学校	多加木 1 丁目 17 番 1 号	741	29	24	5	1.2 km
10	丹陽南小学校	丹陽町九日市場 2666 番地	475	13	17	2	4.2 km
11	大和東小学校	大和町戸塚字薬師浦 320 番地	696	18	24	4	3.6 km
12	千秋小学校	千秋町佐野字北浦 136 番地	291	12	12	4	5.8 km
13	富士小学校	富士 2 丁目 5 番 14 号	429	11	15	2	3.3 km
小 計			5,789	198	208	45	-

※1：児童数、クラス数は、2025 年 5 月時点の実績である。左側は通常学級、右側は特別支援学級を示す。

※2：距離は事業用地からの道のり（経路の長さ）である。



【事業用地と対象校（施設供用開始時点）の位置（番号は学校の位置）】

出典：国土地理院地図

- ・上記の 13 校のほかにも学校プールが老朽化している小学校があるため、本事業期間中に、市から事業者に対して追加での受入を協議する場合がある。市から追加での受入の依頼があった場合には、可能な限り対応すること。
- ・年間の最大の総コマ数は、施設供用開始時点においては、下記のように計画している。
計 306 コマ（内訳：「午前：1 コマ」×170 日、「午後：1 コマ」×136 日）
- ・学校水泳授業は、夏季、冬季、春季の休業時を除く通年で実施する。
- ・1 コマの水泳授業は、1 時間（移動時間を除いた民間プール施設での滞在時間）を計画している。
- ・水泳授業は、対象校ごとの 4 クラス以内の単位で実施する。
- ・水泳授業の 1 時間及び前後 30 分の計 2 時間は、プールエリア、更衣室として使用する部屋及び救護室・待合スペースとして使用する箇所等は学校水泳授業専有（貸切）とすること。
- ・学校水泳授業の際に、民間プール施設内に民間収益事業の利用者等の他の来場者が入館する場合には、できるかぎり、共用エリアなどからプール内を視認できないようにすること（カーテンや、パーテーションでの対応も可とする）。
- ・対象校とプール間の送迎バスを運行すること。なお、バス会社への再委託は可とする。
- ・児童の急病、事故、災害等、緊急の事態が発生した場合の対応マニュアルに基づき、教育訓練等により、緊急時の対策を講じること。

②業務内容

1) 学校水泳授業における指導方法

対象校の指導計画に従い、「小学校学習指導要領（文部科学省）」に基づき、以下のとおり学校教員の指示のもと水泳授業の指導を行う。

- ア 指導支援開始前に、当日の指導内容、前回からの引継ぎ事項、対象校の安全管理マニュアル等を確認すること。
- イ 水泳授業を安全に行うため、施設・設備・備品・用具等について点検すること。また、水泳授業を見学する児童の安全も確保すること。
- ウ 水泳授業を円滑に行うため、施設・設備・備品・用具等の準備を行うこと。
- エ 指導実施中に問題があると判断した場合は、速やかに学校教員等に報告し指示を受けること。
- オ 水泳授業を安全に行うため、児童に必要な準備運動を行わせること。
- カ 水泳授業の指導は、児童の安全面に配慮し、児童が達成感を得られるよう行うこと。
- キ 水泳授業の終了時には、児童の状態の確認及び指導内容のふり返しを行い、実施中の様子、反省点、次回の業務実施にあたり必要事項の確認を行い、次回の水泳授業までに対象校に書面による「業務日報」により報告すること。

2) 指導支援場所の安全管理等

水泳授業の指導を安全かつ円滑に実施できるよう指導実施場所の安全を確保すること。また、救護室を使用する児童が発生した場合は、看護者を常駐させること。

3) 水泳授業調整会議の開催

定期的に、市又は対象校とともに水泳授業調整会議を開催し、水泳授業に必要な打合せを実施すること。また、児童の評価方法に関しても合わせて協議すること。

4) 指導実施可能日の提出

市又は対象校と協議し、対象校の意向を十分に踏まえながら、水泳授業の指導実施可能日を設定し、市及び対象校に提出すること。ただし、指導実施可能日を変更せざる得ない事由が発生した場合は、市又は対象校と協議の上、変更することができる。

5) 責任者及び水泳授業指導従事者の名簿の提出

選任した責任者（学校水泳授業の受入に関して、従事者に指揮命令を行うとともに、市及び対象校との協議・調整を行う者）及び水泳授業指導従事者の名簿を市及び対象校に提出すること。

ただし、水泳授業指導従事者を変更せざる得ない事由が発生した場合は、対象校と協議の上、変更することができる。

市及び対象校は、提出された責任者及び指導従事者の名簿を他の目的に使用しない。

6) 事業活動報告書兼業務改善計画書の提出

学校水泳授業の受入を実施した後に、「事業活動報告書兼業務改善計画書」を作成して提出すること。なお、作成時期は5回分の授業がすべて終了した後とし、水泳授業終了後1ヶ月以内に、市及び対象校に提出すること。詳細は、市と事業者で協議の上で決定する。

7) バスでの送迎業務

バスでの送迎にあたっては、下記の事項を適切に実施すること。

- ア 児童の安全確保を最優先とし、送迎業務を確実に行うこと。
- イ 任意保険に必ず加入し、保険証券の写しを市に提出すること。
- ウ 万が一事故が発生した場合は、児童の安全確保を最優先し、警察に届けるほか、関係諸機関へ緊急連絡する等、学校教員と連携して対応にあたること。
- エ バスでの送迎業務の実施前に、以下の「バスでの送迎業務に係る必要書類」を市に提出すること。
 - (ア) 業務責任者選任届及び従事者名簿
 - (イ) 業務従事者の運転免許証の写し
 - (ウ) 緊急時の連絡体制
 - (エ) 自動車検証の写し
 - (オ) 自動車損害賠償責任保険（強制保険・自賠責保険）証明書の写し
 - (カ) 自動車損害賠償保険（任意保険・自動車保険）契約明細書の写し

8) 学校水泳授業の受入業務の執行体制

i. 学校水泳授業指導者の選任

ア 水泳授業指導を安全かつ効果的に実施するため、以下のいずれかの資格等を有する者を指導者として選任すること。

- (ア) 保健体育教員免許保持者
- (イ) 水泳関係団体が定めた指導に関する資格等の保持者
- (ウ) 地域・民間クラブその他の団体等において1年以上の指導経験を有する者

- イ 指導従事者にはアの要件を有し、科学的根拠に基づく合理的指導ができる力量を有する者であることはもとより、学校教育活動であることに留意し、風紀・規律を乱さない者、かつ、水泳授業に関心を持ち、責任感を有し健康な者を選任すること。
- ウ 指導従事者は、受託者と雇用契約を結んでいる者のみとする。

ii. 業務従事者等

- ア 児童 30 名あたり 1 名以上の指導従事者を配置すること。
※特別支援学級については対象校と協議の上、配置すること。
- イ 児童の監視、巡回を行うための監視員を配置すること。

(3) 公共サービス実施に係る要求水準

- ・一般利用サービスの実施及び学校水泳授業受入を適切に安定的に実施するための環境整備や、実施体制整備、情報発信、安全・衛生管理並びに施設の維持管理等を実施すること。
- ・民間プール施設が営業している際に、一般利用サービスの実施や学校水泳授業受入に関して、市民や対象校、市等から問い合わせがあった際には、適切に対応できる体制を整備すること。市民等にわかりやすいように、問い合わせ窓口や、料金・使用規則等について情報発信をすること。
- ・愛知県プール条例（昭和 36 年愛知県条例第 1 号）・同施行規則を遵守し、また、プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省・平成 19 年 3 月）を参考にして、安全管理等の体制を整備すること。
- ・一般利用サービスの実施時や学校水泳授業受入時には、安全・快適に利用できるように、常に衛生的に保つこと。
- ・プールの衛生基準に基づき、プールの水質管理を行うこと。
- ・一般利用及び学校水泳授業に適した水質管理、室内の温度管理を行うこと。
- ・利用者等の急病、事故、犯罪等の緊急の事態が発生した場合の対応マニュアルに基づき、教育訓練等により、緊急時の対策を講じること。
- ・防災計画を立案し、災害発生時等には、利用者や児童等を速やかに安全に避難できるように訓練等を実施すること。適宜、市や対象校と連携して防災対応を図ること。
- ・一般利用及び学校水泳授業を安定的に行えるように、適切にメンテナンス（修繕を含む）を実施すること。

(4) 民間収益事業に係る要求水準

- ・市民ニーズのほか、立地に適した収益事業を実施することができる。
- ・市民が運動やスポーツに参加しやすいように、短期の水泳教室等を定期的を開催するのが望ましい。
- ・市のスポーツ振興や、市民の健康増進、周辺地域の活性化や課題解決に寄与するものが望ましい。
- ・公共サービスを実施する施設として相応しい事業を実施すること。政治的又は宗教的な事業や、青少年健全育成を妨げると考えられる興業、物販、サービスを提供する事業、公序良俗に反する事業は実施できない。

9 事業終了時の本施設の解体撤去に関する要求水準

- ・本事業における公共サービス実施終了2年前までに、事業期間終了後の事業用定期借地権の延長又は再契約を協議すること。
- ・市と事業者協議の結果、事業用定期借地権の延長又は再契約を実施しない場合には、事業者の負担により、本施設を解体撤去の実施によって、事業用地を更地にした上で、市に返還すること。

10 本事業の統括管理（プロジェクトマネジメント等）に関する要求水準

- ・本事業に関する市との協議や市との情報共有を円滑に実施できる体制を整備すること。市との連絡窓口や、各業務の責任者は市に届出をすること（交代となった場合も含む）。
- ・本事業の「事業計画書（資金収支計画を含む）」及び「事業収支実績」、事業者の決算書類（法人・団体のもの）を、市に提出すること（事業年度毎）。
- ・公共サービス実施に関する要求水準の履行状況（確認結果）や、利用状況、利用者からの意見・要望及び改善計画を記載した「業務実施報告書」を、市に提出すること。また、水質・衛生に関する確認結果を市に提出すること。（提出方法や頻度は、市と事業者で協議の上で決定する）。
- ・公共サービス実施に係る利用者や対象校からの苦情・意見・要望は、速やかに市に報告すること。
- ・取材や視察の申し出があった際には、事業者にて対応すること。
- ・保険に加入するなどにより、事業リスクの軽減を図ること。市が契約をした保険証券（写）の提出を求めた場合には提出を行うこと。

要求水準書 関係資料一覧

応募者が希望する場合は、以下の資料を提供する。資料の提供を希望する場合は、様式 1-2 「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 資料貸与申込書」により申請を行うこと。

手続き方法等の詳細は、募集要項を参照のこと。

【提供資料一覧】

資料番号	資料名
資料 1	事業用地に関する資料（図面、地質調査結果）
資料 2	事業用地の既存構造物
資料 3	インフラ関係資料（上水配管図、下水配管図）
資料 4	学校水泳授業の計画
資料 5	・「温水プール」の管理運営の実績に係る資料（平成 29 年度～令和元年度） ・「温水プール」の利用者数（令和 4 年度～6 年度） ・令和 2 年度における「温水プール」指定管理者の公募資料（一宮市スポーツ施設指定管理者業務仕様書）
資料 6	市の人口データ（2025 年 6 月 1 日時点）